

## 大阪市告示第548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課における大阪市商店街振興ふるさと寄附金に係る指定納付受託者から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月11日

大阪市長 横山英幸

### 1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

### 2 指定納付受託者に納付させる歳入

寄附金

### 3 指定日

令和5年4月1日

### 4 変更事項

（変更前）東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

（変更後）東京都品川区上大崎三丁目1番1号

（経済戦略局産業振興部産業振興課）